

「老人ホームの入居権を譲ってほしい・代わりに申し込んで」という電話は詐欺です！

<相談事例1>

建設会社から「老人ホームを建設予定だ。あなたに優先入居権がある。譲ってほしい」という電話があった。心当たりがないので構わないと言って電話を切った。翌日も電話があり「このあと老人ホームから電話があるから申し込んでないと言って」と言われ不審に思った。後ほど老人ホームから電話があって「書類を送る」というので申し込んでない伝えると「もう1000万円入金されています。あなたは法律に触れることをしました。おたくから建設会社に電話をして断ればお金は返します」と言われた。払ってもないお金を返してもらう必要はない。警察に相談すると言って電話を切ったが一体どういうことか。
(70歳代 女性)

<相談事例2>

知らない業者から「老人ホームのパンフレットが届いたら連絡してほしい」と電話で頼まれた。数日後に届いたので連絡すると「入居権を譲ってほしい。代わりに申し込んで」と指示され、実行した。2日後に老人ホームから「名義貸しは違法行為になるので罪になる。100万円払えば名前を消す」と言われ、現金を送ったが「まだ罪は消えていない。貯金はいくらあるのか」と聞かれ、600万円と答えると「あと600万円支払え。さもないとパトカーが行く」と言われた。
(70歳代 女性)

<アドバイス>

- 老人ホームの優先入居権の譲渡を依頼し、後から「名義貸しは違法」だと言って示談金や弁護士費用などを請求してくる「劇場型詐欺」の手口です。
- 一度お金を払うと次々に請求されることがあるうえ、取り戻すことは極めて困難です。不安に感じても絶対に払ってはいけません。
- 一人で悩まず、まずは消費生活センターに相談を。

困ったときは一人で悩まず、まずはお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。番号が分からない場合は消費者ホットライン☎188(いやや)にかけるとお住まいの消費生活センターに繋がります。ぜひご活用ください。

北九州市立消費生活センター（ウェルとばた7F）	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は
消費生活センター☎861-0999へご相談ください。

消費者ホットライン☎188(いやや)
(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)



まもりん



みもりん